

ご存じですか?成年後見制度

成年後見制度とは?

認知症や障害などの理由により判断能力が低下した方を、後見人などが支援する制度です。本人の意思を尊重しながら、その人の生活や財産を守ります。

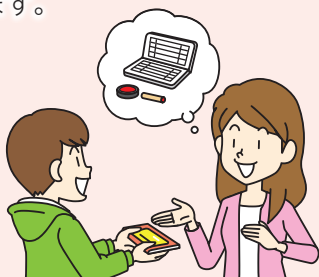
どんな人が後見人になるの?

親族や専門職(弁護士や司法書士、社会福祉士など)、研修を受けた地域住民(市民後見人)や法人(法人後見)などが担います。家庭裁判所が適切な後見人を選びます。地域の身近な存在である“市民後見人”が注目されています。

どんなことをしてくれるの?

●財産を守ります

年金や施設の費用など毎月の収支を把握し、本人の希望に沿った暮らしができるよう生活費を管理します。



●生活をお手伝いします

定期訪問による状況確認のほか、必要なサービスを受けられるよう手続きを代理で行います。



地域住民による市民後見人の活動は、社会福祉協議会や家庭裁判所が連携してサポートします。



まずはご相談ください

練馬区社会福祉協議会
権利擁護センター
ほっとサポートねりま

豊玉北5-14-6 新練馬ビル5階
☎5912-4022 FAX 3994-1224



成年後見制度の周知や相談・支援を行う窓口です。お気軽にご相談ください。

私たちがサポートします!



〈このような事業も行っています〉

- 地域福祉権利擁護事業、財産保全・手続き代行サービス
判断能力があっても、自分で福祉サービスを適切に選択したり、手続きしたりすることが難しい方を支援します。
- 法人後見事業
権利擁護センターが、法人として成年後見人などを担います。
※利用には要件があります。詳しくは、お問い合わせください。

あなたも市民後見人になりませんか?

6/12 (月) **養成研修説明会**
～その人らしい地域生活を支える

養成研修を受けて、必要な知識を身に付けた方が市民後見人として活動できます。今回、研修の概要などを紹介する説明会を開催します。

▶日時:6月12日(月)午後1時30分～4時30分 ▶場所:石神井庁舎5階 ▶内容:講演会、市民後見人の活動報告 ▶講師:立教大学教授/飯村史恵 ▶申込:電話で権利擁護センターへ



地域で活躍中の市民後見人の皆さんに聞きました!

本人が財産だと思っているものを、どう守っていけるのかを考えて活動しています。多様な価値観の大切さを学べます。



堀さん (活動歴4年)

身近な立場でご本人に寄り添い、その人らしい生き方を大切に、不安なく過ごせるようお手伝いしています。



本間さん (活動歴4年)

社会福祉協議会がサポートしてくれるので、安心して活動できます。大変なこともありますが、達成感もいっぱいです。



古家さん (活動歴13年)